

介護保険料について

介護保険制度は、制度施行以降、高齢者を支える制度として定着しており、3年ごとに介護保険における事業計画を策定して、介護サービスの見込み量やサービスの確保の方法などを具体的に計画することになっています。

平成30年度から3か年の計画である「第7期小鹿野町総合保健福祉計画」を策定いたしました。事業計画に基づき、平成30～令和2年度の3年を通じて介護保険が健全に運営できるよう、介護保険料についても改正を行っています。

介護保険料の基準額は、月額5,990円（年額71,880円）です。

介護保険料は、3年間の介護保険に必要なサービス費用の推計額から第1号被保険者（65歳以上の人）の負担割合（23％）に基いて基準額を算定します。その結果、基準額は月額5,990円となっています。

令和2年4月から低所得の方の介護保険料が変わりました。

所得の低い人に配慮して、従来から減額賦課が行われてきた第1段階～第3段階までの減額幅をさらに広げます。

■介護保険料段階一覧表（令和2年度から）■

段階	対 象 者	保険料年額 (保険料割合)
第1段階	生活保護受給者・住民税非課税世帯で 本人の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の人	21,560円 (0.5→0.3)
第2段階	住民税非課税世帯で本人の課税年金収入額＋合計所得金額が 80万円を超え120万円以下の人	35,940円 (0.75→0.5)
第3段階	住民税非課税世帯で 本人の課税年金収入額＋合計所得金額が120万円を超える人	50,310円 (0.75→0.7)
第4段階	住民税課税世帯で 本人の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の人	64,690円 (0.9)
第5段階	住民税課税世帯で本人は住民税非課税の第4段階以外の人	71,880円 (基準額 1.0)
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額120万円未満の人	86,250円 (1.2)
第7段階	本人が住民税課税で 合計所得金額120万円以上200万円未満の人	93,440円 (1.3)
第8段階	本人が住民税課税で 合計所得金額200万円以上300万円未満の人	107,820円 (1.5)
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額300万円以上の人	122,190円 (1.7)

保険料はなぜ上がるの？

第7期において介護保険料が増額となった主な理由は次のとおりです。

①第1号被保険者が負担する割合の増加

高齢者人口の増加に伴い22%から23%に改定されました。

②介護報酬改定率の変更

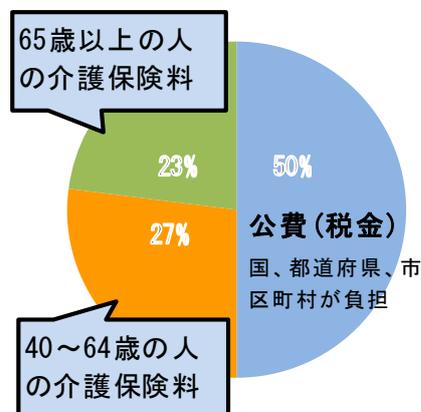
介護報酬改定率が+0.54%の変更となります。

③消費税率の変更

第7期計画期間中の平成31年10月に消費税の引き上げ(8%→10%)が実施されました。

また、同時に介護福祉士への処遇改善も行われました。

▼介護保険の財源の内訳 (平成30～令和2年度)



保険料の上昇を緩和するため、基金を活用し基準額に反映させています。

第7期の介護保険料の決定において、保険料の上昇を少しでも抑制するため、小鹿野町では「介護保険給付費準備基金」を取崩し、基準額に反映させています。

保険料の納め方

●40歳以上65歳未満の人(第2号被保険者)

国民健康保険や健康保険組合などの医療保険者により算定され納めます。

●65歳以上の人(第1号被保険者)

年金が年額18万円以上の方は原則年金から差し引かれます(特別徴収といいます)。

年金が年額18万円未満の方は送付される納付書で納めます(普通徴収といいます)。

また、年度中に65歳の誕生日を迎える方は、誕生日の前日の月から保険料が発生し、送付される納付書で納めます。

●特別徴収については、保険料の平準化を行い、6月支給の年金から保険料を調整させていただき、10月からの急激な保険料の増減を防ぐようにいたします。

なお、普通徴収については、7月から年8回(7月・8月・9月・10月・11月・12月・1月・2月)の納付となります。

普通徴収の方は、口座振替が便利です。